(仮称)長野市消費者施策推進計画の概要

＜第１章＞ 推進計画の考え方

１　計画策定の趣旨

・国、県の動向
　消費者庁発足
　消費者安全法施行
　消費者教育推進法施行
　県が計画策定

・法に基づき、国の基本方針、県の計画を踏まえ市の計画を策定するもの。

２　計画の位置づけ

・県計画の基本理念・基本方針等を共有し策定する。
・第五次長野市総合計画（前期基本計画）の個別計画とする。

３　計画の期間

・平成 29 年度～平成 33 年度

＜第２章＞ 市民を取り巻く社会の状況

１　商品・サービスへの不安

・偽装表示や農薬混入等、食品の安全性への不安
・製品のリコールや美容・医療サービスの事故が多発

２　環境問題の深刻化

・温暖化や異常気象など、地球規模での環境問題
・持続可能な社会を形成する消費者行動が求められている。

３　少子高齢化の進展

・高齢者をターゲットにした悪質商法・特殊詐欺が増加
・高齢者被害の防止対策が喫緊の課題

４　高度情報化・グローバル化の進展

・新しい商品や多様なサービスが生まれる一方で、消費者問題も複雑化・多様化している。
・パソコン等の普及により、インターネット通販のトラブルが増加

＜第３章＞ 施策の展開と具体的事業

１　市民の安全・安心　［22 事業］

(1) 食品・製品等の監視・指導（消費生活センター、健康課、食品生活衛生課）	［9事業］
(2) 事故情報等の収集・提供（消費生活センター）	［1事業］
(3) 地産地消の推進（農業政策課）	［2事業］
(4) ごみの減量・再資源化の推進（生活環境課）	［8事業］
(5) 環境活動の協働（環境政策課、生活環境課）	［2事業］

２　特殊詐欺等の被害防止　［10 事業］

(1) 見守りネットワークの構築（消費生活センター、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課　ほか）	［1事業］
(2) 被害防止の啓発（消費生活センター、高齢者福祉課、家庭・地域学びの課、介護保険課）	［4事業］
(3) 成年後見制度の活用（介護保険課、障害福祉課、高齢者福祉課）	［4事業］
(4) 特殊詐欺等の情報共有（消費生活センター、関係各課・機関）	［1事業］

３　消費者教育の充実　［11 事業］

(1) 学校における教育の充実（学校教育課）	［4事業］
(2) 社会教育施設等での教育（消費生活センター、家庭・地域学びの課、食品生活衛生課）	［3事業］
(3) 食育の推進（健康課）	［2事業］
(4) 環境教育の推進（環境政策課）	［1事業］
(5) 賢い消費者の育成（消費生活センター）	［1事業］

４　市民意見の反映　［３事業］

(1) 市民意見の収集（消費生活センター）	［1事業］
(2) 長野市消費生活協議会の運営（消費生活センター）	［1 事業］
(3) 消費者団体等との協働（消費生活センター）	［1事業］

５　相談窓口の強化　［５事業］

(1) 相談業務の広域連携（消費生活センター）	［1事業］
(2) 迅速・適切な消費生活相談の実施（消費生活センター）	［1事業］
(3) 相談体制の充実（消費生活センター）	［1事業］
(4) 専門家による市民相談の実施（消費生活センター）	［1事業］
(5) 多重債務者の支援（消費生活センター、関係各課）	［1事業］

＜第４章＞ 施策の重点目標と進行管理

１　施策の重点目標

重点目標１
　本市における特殊詐欺被害認知件数の半減を目指します。

重点目標２
　通信販売（インターネット等）に関する被害認知件数の半減を目指します。

重点目標３
　高齢者等の見守りネットワークを構築します。

重点目標４
　長野市くらしの安心サポーターの登録 30 人を目指します。

重点目標５
　消費生活センターの出前講座年間 30 回開催を目指します。

２　施策の進行管理

　年度ごとに推進状況を確認し、効果的な施策推進に取り組むとともに、長野市消費生活協議会に報告し、ホームページ等で公表します。